

福島第二原子力発電所の保安規定変更認可申請の補正書および  
東通原子力建設所の保安規定変更認可申請書の提出について

2020年11月5日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、福島第二原子力発電所の保安規定変更認可申請の補正書および東通原子力建設所の保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

福島第二原子力発電所は、社長回答書7項目に関する保安規定変更認可申請を2020年3月に提出しました。

また、東通原子力建設所は、新検査制度導入に関する原子炉等規制法等の改正に伴い、保安規定認可申請を行い、2020年9月に認可いただきました。

(2020年3月30日、9月18日お知らせ済み)

今回の申請は、社長回答書7項目\*について、福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定への反映などを行ったものです。

当社は、引き続き同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以上

【添付資料】

- ・ 福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定の反映について

\*2017年8月25日、原子力規制委員会より原子力安全や福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組むこと等に関する文書回答のご要請を受け、同委員会に提出したもの

# 福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の 保安規定の反映について

---

2020年11月5日

東京電力ホールディングス株式会社

## <社長回答書7項目の反映>

- 社長回答書7項目※について福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定への反映を実施

※ 2017年8月25日、原子力規制委員会より原子力安全や福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組むこと等に関する文書回答のご要請を受け、同委員会に提出したもの

## <マニュアル体系の見直しの反映>

- 原子力災害対策関係のマニュアルの体系変更について、福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定への反映を実施

# 社長回答書7項目関連（申請変遷）

柏崎刈羽原子力発電所

2013年9月27日  
保安規定変更認可申請

2020年3月30日  
保安規定変更認可申請の補正

2020年10月16日、10月26日  
保安規定変更認可申請の補正

2020年10月30日  
保安規定変更認可

補正申請の内容等を反映

福島第二原子力発電所

2020年3月30日  
保安規定変更認可申請

東通原子力建設所

2020年5月28日  
保安規定認可申請  
(新検査制度導入による新規申請)

2020年9月16日  
保安規定認可

今回

＜福島第二原子力発電所＞ 保安規定変更認可申請の補正申請  
＜東通原子力建設所＞ 保安規定変更認可の申請

※福島第一原子力発電所は、準備が整い次第、実施計画への反映予定

# 社長回答書7項目関連（反映内容）



項目	内容
第2条（基本方針）	<ul style="list-style-type: none"> <li>7項目等を遵守する旨を追加</li> <li>基本姿勢の記載充実</li> <li>安全文化の記載を第3条との整合性の観点から見直し</li> </ul>
第3条（品質マネジメントシステム計画） 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 5.3 品質方針 5.6 マネジメントレビュー	7項目を品質保証活動に展開する記載を一部追加
第3条（品質マネジメントシステム計画） 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 第5条（保安に関する職務） 第120条（記録）	リスク管理に対する要求事項及び社長の関与を明記した業務フローを追加。あわせて、重要リスクの記録の保管、職務の記載を整合※
第3条（品質マネジメントシステム計画） 7.2.3 外部とのコミュニケーション	安全に関する取組（意思決定プロセスを含む）について、透明性の観点から対応することを要求事項として追加※
別添1	「2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書」を追加
別添2	重要なリスク情報に関して、社長の関与を明記した業務フローを追加※

※：東通原子力建設所については、核燃料物質が発電所へ搬入されてから、重要なリスク情報入手時の対応を適用する。